兼松株式会社

## 訴訟の上告棄却に関するお知らせ

当社職掌別人事制度に関わる平成21年10月20日の最高裁判所決定につき、お知らせ致 します。

記

本訴訟は、当社元従業員等6名(以下「相手方」という)が、当社職掌別人事制度が男女差別であるとして、平成7年9月26日東京地方裁判所に提訴したものです。

一審の東京地方裁判所では当社が全面勝訴しましたが(平成15年11月5日)、相手方はこれを不服とし、平成15年11月13日東京高等裁判所に控訴をした結果、二審の東京高等裁判所では当社の主張が一部認められない判決となりました。

この判決を受け、当方・相手方ともに最高裁判所に上告及び上告受理の申立をしておりました。

今般の最高裁判所の判断は、双方の上告を棄却し、上告審として受理しないというものであり、これによって二審の判決が確定することとなりました。

最高裁判所が当社の主張を判断することなく上告を棄却したこと、結果として東京高等裁判所の判決が確定し当社主張の一部が認められなかったことは極めて遺憾です。

なお、争いとなっておりました人事制度は、平成19年4月に変更されており、今般の最高裁判所の判断は、今後の当社の事業運営等に影響を与えるものではありません。

以上